



県章

山形県公報

平成26年6月3日（火）

第2550号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………（地域福祉推進課）…649
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………（同）…650
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………（同）…同
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………（同）…651
- 土地改良区の管理規程の変更の認可……………（村山総合支庁農村計画課）…同
- 同……………（同）…同
- 同……………（置賜総合支庁農村計画課）…652
- 同……………（同）…同
- 同……………（同）…同
- 基本測量の実施の通知……………（農村整備課）…653
- 道路の位置の指定の変更……………（村山総合支庁建築課）…同
- 開発行為に関する工事の完了……………（同）…同

選挙管理委員会関係

告 示

- 政治団体の設立……………654
- 政治団体の届出事項の異動……………同
- 政治団体の解散……………655
- 資金管理団体の届出事項の異動……………656
- 資金管理団体の指定の取消……………同

公 告

- 県営住宅入居者の一般公募……………（置賜総合支庁建築課）…同
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………（庄内総合支庁総務課）…659
- 審理の開催……………（収用委員会）…同
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（新庄病院）…同

正 誤

告 示

山形県告示第551号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成26年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
ゆめクリニック	米沢市東三丁目9番3号	平成26. 5. 1

山形県告示第552号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
山口内科医院	山形市松波四丁目2番23号	平成26. 3. 15
ゆめクリニック	米沢市東三丁目9番3号	同 4. 30

山形県告示第553号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成26年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
ライフケア黒森ユニット型指定（介護予防）短期入所生活介護事業所	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	酒田市黒森字葎葉山54番10	平成26. 4. 1
地域密着型特別養護老人ホームみずほの里	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	上山市牧野字清水21番1	同
デイ・サービスこすもすの家	通所介護 介護予防通所介護	酒田市法連寺字村前13番2号	同 4. 21
居宅介護支援事業所 こすもすの家	居宅介護支援	酒田市法連寺字村前13番2号	同
医療法人徳洲会山形徳洲会病院	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	山形市清住町二丁目3番51号	同 6. 1

山形県告示第554号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
山形リハビリセンター	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	山形市清住町二丁目3番51号	平成26.5.31

山形県告示第555号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、土地改良区の管理規程の変更を次のとおり認可した。

平成26年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 土地改良区の名称
村山北部土地改良区
- 事務所の所在地
尾花沢市大字尾花沢字南原1601番3
- 変更に係る管理規程の名称
和合頭首工管理規程
尾花沢新堰頭首工管理規程
徳良池管理規程
鷹ノ巣頭首工管理規程
西原頭首工管理規程
細野頭首工管理規程
- 管理規程の変更の概要
水利使用に関する河川法第23条の許可内容の変更に伴い、貯水、かんがい期及び計画取水量の項目を変更した。
- 認可年月日
平成26年5月27日

山形県告示第556号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、土地改良区の管理規程の変更を次のとおり認可した。

平成26年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 土地改良区の名称
東根市土地改良区
- 事務所の所在地
東根市大字野川2074番地の93
- 変更に係る管理規程の名称
東根市土地改良区頭首工管理規程
- 管理規程の変更の概要
放流及び取水に関するゲート操作に係る水位等の基準を明確にした。
- 認可年月日

平成26年5月27日

山形県告示第557号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、土地改良区の管理規程の変更を次のとおり認可した。

平成26年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
米沢平野土地改良区
- 2 事務所の所在地
米沢市金池五丁目9番5号
- 3 変更に係る管理規程の名称
土会頭首工管理規程
- 4 管理規程の変更の概要
取水内容の変更及び緊急事態における措置に関する事項の整備を行ったもの
- 5 認可年月日
平成26年5月23日

山形県告示第558号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、土地改良区の管理規程の変更を次のとおり認可した。

平成26年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
米沢平野土地改良区
- 2 事務所の所在地
米沢市金池五丁目9番5号
- 3 変更に係る管理規程の名称
誕生川頭首工管理規程
- 4 管理規程の変更の概要
誕生川頭首工の維持、操作その他管理について全体的な見直しを行ったもの
- 5 認可年月日
平成26年5月23日

山形県告示第559号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、土地改良区の管理規程の変更を次のとおり認可した。

平成26年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
米沢平野土地改良区
- 2 事務所の所在地
米沢市金池五丁目9番5号
- 3 変更に係る管理規程の名称
桂堰頭首工管理規程
- 4 管理規程の変更の概要
取水内容の変更及び緊急事態における措置に関する事項の整備を行ったもの
- 5 認可年月日
平成26年5月23日

山形県告示第560号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成26年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施する地域
村山市
東根市
東田川郡三川町
東田川郡庄内町
- 2 基本測量を実施する期間
平成26年7月28日から同年12月12日まで
- 3 作業の種類
基本測量（ジオイド測量）

山形県告示第561号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

平成26年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有第1511号
- 2 変更の内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
指定の場所	東根市大字東根元東根字川原1496-3、1496-5、1496-6、9266-380、9266-379、9266-381、9266-382	東根市大字東根元東根字川原1493-13、9266-382
道路の現況	幅員 6メートル 延長 48.4メートル	幅員 6メートル 延長 18.78メートル

- 4 変更年月日 平成26年5月27日

山形県告示第562号

次の開発行為は、完了した。

平成26年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
平成25年12月13日 指令村総建第244号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
西村山郡朝日町大字和合字北又2726番1の一部、2727番の一部、2728番1の一部、2728番2の一部、2728番3の一部、2793番の一部、2795番の一部、2796番の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
西村山郡朝日町大字宮宿1115
朝日町長 鈴木浩幸

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成26年6月3日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷 誠

1 政党の支部のうち法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
民主党山形県第1総支部	近藤 洋介	吉田 明彦	山形市十日町2-2-51 レモンハイツ1-A	衆議院議員	平成 26. 3. 5

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
あったかい県政を支援する米沢経済人の会	内藤 文徳	高野 欽一	米沢市城南1丁目7番59号	平成 26. 3. 18
進藤あきら後援会	丸藤 亮	進藤 まき子	酒田市東泉町2丁目14-15	同 3. 24

山形県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成26年6月3日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷 誠

1 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
自由民主党大石田町支部	主たる事務所の所在地	北村山郡大石田町大字 鷹巣字上北原145-1	北村山郡大石田町大字 横山728	平成 26. 3. 11
自由民主党大石田町支部	代表者の氏名	村岡 藤 弥	小 玉 勇	同 3. 20
自由民主党山辺町支部	会計責任者の氏名	鍋 倉 竹 志	渡 辺 市 助	同 4. 7
自由民主党羽黒支部	会計責任者の氏名	斎 藤 耕 策	寒 河 江 俊 一	同 4. 10
自由民主党山形県東根市第三支部	会計責任者の氏名	門 脇 功	清 野 隆 悦	同 4. 22
日本共産党鶴岡地区委員会	代表者の氏名	佐 藤 誠 一	長 谷 川 剛	同

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異 動 事 項	内 容		届出年月日
		新	旧	
今野美奈子後援会	代表者の氏名	鈴木光市	志田伊津子	平成 26. 3. 6
	会計責任者の氏名	志田伊津子	鈴木光市	
一心会	代表者の氏名	鈴木一作	船田浩三	同 3.12
山形県民社協会酒田支部	会計責任者の氏名	佐藤浩	丸岡明史	同
R・G・21（虹と緑21）	代表者の氏名	大類晋	大類昭夫	同 3.13
Line21やまがた	会計責任者の氏名	近藤雅彦	伊藤幹男	同 3.17
山形県歯科衛生士連盟	会計責任者の氏名	伊藤典子	佐藤みどり	同 3.24
武田さとし後援会	会計責任者の氏名	寺岡義春	舘内悟	同 3.25
幸福実現党山形県本部	会計責任者の氏名	上田一博	河田春美	同 3.26
幸福実現党山形後援会	会計責任者の氏名	上田一博	河田春美	同
加藤文明後援会	代表者の氏名	矢口信一	安食恵	同 3.27
尾形まさひこ後援会	主たる事務所の所在地	鶴岡市加茂字加茂278番地	鶴岡市加茂字清水平281番地	同 3.28
山形県民社協会米沢支部	代表者の氏名	深瀬裕介	藤原努	同
	会計責任者の氏名	押切聖	深瀬裕介	
夢倶楽部	代表者の氏名	深瀬裕介	藤原努	同
	会計責任者の氏名	押切聖	深瀬裕介	
阿部善矢後援会	代表者の氏名	飯野茂	山科功	同 3.31
武田正二後援会	会計責任者の氏名	武田正二	結城正輔	同 4. 7

山形県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成26年6月3日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
佐藤均後援会	佐藤良一	平成25. 3. 31
吉田義彦後援会	田中正志	平成25. 12. 25
誠新会	伊藤誠之	平成25. 12. 30

山形県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、公職の候補者から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成26年6月3日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊谷 誠

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
				新	旧	
伊藤誠之	山形県議会議員	誠新会	公職の種類	山形県議会議員	新庄市議会議員	平成24. 3. 1

山形県選挙管理委員会告示第21号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

平成26年6月3日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊谷 誠

資金管理団体の指定の取消の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定取消年月日
伊藤誠之	山形県議会議員	誠新会	新庄市大字鳥越1313	伊藤誠之	平成25. 12. 30

公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成26年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃					摘要	
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者		収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者
県営成田アパ ート	長井市成田3102 -3	4DK	71.5	1	一般用	18,200	21,000	24,000	27,100	31,000	35,800	3月分 の家賃 に相当 する額
同 小国アパ ート1号	西置賜郡小国町 大字兵庫館三丁 目3-9	3DK	58.0	1	同	13,300	15,300	17,500	19,800	22,600	26,100	
同 2号	同 三丁 目3-8	同	59.4	1	同	14,200	16,400	18,800	21,200	24,200	28,000	
同 白鷹アパ ート	同 白鷹町 大字荒砥乙1482 -1	同	55.7	2	同	12,800	14,800	16,900	19,100	21,800	25,100	
同 あらとアパ ート1号	同 725 -1	同	74.4	1	同	24,000	27,700	31,700	35,700	40,800	47,100	
同 飯豊アパ ート	同 飯豊町 大字萩生3893- 3	同	59.4	1	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,300	29,300	

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他、国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成26年6月9日から同月13日まで（受付時間：午前10時から午後5時まで）（ただし、郵送の場合は、平成26年6月13日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 置賜事務所

5 入居の時期 平成26年8月上旬

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成26年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
平成26年5月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名称
特定非営利活動法人サルバトーレ櫛引
 - (2) 代表者の氏名
佐藤 伸和
 - (3) 主たる事務所の所在地
鶴岡市湯田川字中田5番地36
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、山形県民に対し、サッカーとそれ以外のスポーツの普及・指導・強化並びにクラブ運営・コーチ・審判、その他の運営スタッフの育成に関する事業を行い、国内外の他地域とのサッカーとそれ以外のスポーツを通じた文化交流を図り、山形県におけるサッカーとそれ以外のスポーツの普及、青少年の健全育成、地域コミュニティの活性化、社会福祉の増進、活力ある街づくりの推進に寄与することを目的とする。

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定により、次のとおり審理を開催する。

平成26年6月3日

山形県収用委員会
会 長 浜 田 敏

- 1 審理の日時
平成26年7月1日（火）午後2時30分
- 2 審理の場所
山形市あさひ町18番25号
山形県建設会館 501会議室
- 3 審理事項
高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線新設工事（山形県米沢市万世町桑山字東屋敷地内から同市万世町桑山字下神林地内まで及び同市中田町字宮ノ後地内から同市窪田町小瀬字江中子地内まで）に係る収用裁決事件

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成26年6月3日

山形県立新庄病院長 鈴 木 知 信

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量 A重油 690キロリットル
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県立新庄病院総務課施設用度係 新庄市若葉町12番55号 電話番号0233(22)5525
- 3 落札者を決定した日 平成26年3月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
野口鉱油株式会社 天童市鎌田一丁目13番1号
- 5 落札金額 89,316円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成26年2月7日

正 誤

発行年月日	県公報 番号	ページ	行	誤	正
平成26. 4. 1	号外 (12)	6	21	第2条 次の各号に掲げる事務は、職員を駐在させて処理するものとする。	(駐在により処理する事務) 第2条 次の各号に掲げる事務は、職員を駐在させて処理するものとする。
同	同	同	25	第3条 前条各号の事務（以下「駐在事務」という。）を処理させるため、次の各号に掲げる場所に駐在事務を	(駐在場所) 第3条 前条各号の事務（以下「駐在事務」という。）を処理させるため、次の各号に掲げる場所に駐在事務を